



Q9

裁判員の守秘義務(秘密を守る義務)とはどのようなものですか？

A

裁判員は、「評議の秘密」を守らなければなりません。評議の秘密とは、非公開の評議で誰がどのような意見を言ったかということなどです。後で公にされるのでは、批判等をおそれて、自由な意見交換ができなくなるおそれがあるからです。

また、裁判員の仕事をする上で知った、事件と関係のない個人のプライバシーなどの秘密も、守らなければなりません。

これらの秘密をもらす行為については罰則があります。

Q10

裁判員になったことで
トラブルに巻き込まれますか？

A

裁判員の名前や住所などは公にはされません。

評議の際にどの裁判員がどんな意見を述べたかは、明らかにされません。

裁判員のみなさんの安全を確保するため、裁判員やその親族に対し、威迫行為をした者を処罰する規定が設けられています。

なお、裁判員やその親族に危害が加えられるおそれがあり、裁判員の関与が非常に難しいようなごく例外的な事件は、裁判員が加わらず裁判官だけで裁判を行う場合があります。



Q11

裁判は時間がかかるのではないのですか？

A

実際の審理日数は、それぞれの事件の内容などにより異なりますので、一概には言えませんが、多くは数日間で終わるのではないかと見込まれています。

国民のみなさんの負担をできるだけ軽くするような運用に努めていきたいと思っています。

Q12

裁判員には日当や交通費は
支払われるのですか？

A

支払われます。

なお、日当額については、
上限1万円と定められています。



Q13

裁判員候補者として裁判所から呼ばれる
可能性はどのくらいなのでしょう？

A

平成17年の裁判員制度の対象となる事件は3,629件でした。

日本全国の選挙権をもっている人の数が約1億299万人(平成17年9月現在)ですので、仮に1事件につき裁判員候補者として50人から100人が呼ばれるとすると、1年間で約285人から570人に1人が裁判員候補者として呼ばれることになります。

